

玉川村スポーツ協会表彰規程

第1条 この規程は、玉川村スポーツ協会表彰に関し必要な事項を定める。

第2条 表彰の区分および対象者は次のとおりとする。

(1) スポーツ功労賞

多年にわたり、本協会の運営ならびに事業の遂行に貢献し、また本村スポーツの振興および社会体育の振興に尽力し、その功績が顕著な個人または団体を表彰する。

(2) 特別スポーツ功労賞

前項の規程に該当する者のうち、功績が特に顕著な個人または団体を表彰することができる。

(3) 優秀選手賞

本村に居住する者または本村出身者で、下記の項目に該当するスポーツ大会において成績優秀な個人または団体を表彰する。また、全国大会ならびに国際大会に出場した個人、団体を表彰する。

団体競技については、本村の団体の場合は団体賞、村外の団体等に所属する場合は個人賞として表彰する。ただし、各種大会の選手として登録をしたベンチ入りの選手を対象とし、マネージャー及び記録員・スコアラーは対象外とする。

①公式の福島県大会等において記録を更新した者。

②公式の福島県大会等において優秀な成績をおさめた者。

③福島県を代表して全国大会に出場した者。

④日本を代表して国際大会に出場した者。

⑤小学生については、石川管内以上の大会において優秀な成績をおさめた者。

(4) 特別優秀選手賞

前号の③～④に該当する者のうち、全国大会または国際大会において入賞するなどの成績をおさめた個人または団体を表彰することができる。

(5) 優秀指導者賞

3号の①～④に該当する選手の育成に直接貢献した者。

(6)特別優秀指導者賞

前項の規程に該当する者のうち、功績が特に顕著な者を表彰することができる。

第3条 本協会加盟団体及びその他の団体の長は、定められた期日までに所定の様式により直接本協会会長に候補者を推薦するものとする。

2 前項の規程にかかわらず、スポーツ功労賞候補者のうち、本協会が推薦する者については、協議のうえ2名以内（2名の場合は順位を付す。）を本協会会長に推薦するものとする。

3 スポーツ功労賞候補者については、本協会会長も推薦することができる。

第4条 表彰者は、推薦を受けた資料に基づき本協会理事会において審議し、これを決定する。

第5条 表彰は、毎年1回これを行い表彰の日時は本協会理事会において決定する。

第6条 会長名により表彰者に対して表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

第7条 表彰者選考基準については、本協会理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規程は、平成9年12月15日より施行する。
2. 従前の玉川村体育協会表彰規程（昭和63年10月19日施行）は廃止する。
3. この規程は、平成21年7月1日に改正し、平成21年4月1日より施行する。
4. この規程は、平成26年3月26日に改正し、平成26年4月1日より施行する。
5. この規程は、令和7年7月31日に改正し、令和7年8月1日より施行する。

表彰者選考基準

1. スポーツ功労賞

- (1) 10年以上にわたり、本協会の役員として本協会の運営並びに事業遂行に貢献した者。
- (2) 15年以上にわたり、加盟協会・団体の役員として会の発展に貢献した者。
- (3) 20年以上にわたり、加盟協会・団体に所属し会の発展および地域住民のスポーツの振興に特に功績のあった者。

2. 特別スポーツ功労賞

- (1) スポーツ功労賞に該当する者のうち、功績が特に顕著な者。

3. 優秀選手賞

- (1) 記録を更新した者とは、日本記録、福島県記録（高校記録・中学記録を含む）を樹立した者をいう。

- (2) 福島県大会等の優秀な成績とは、3位以内に入賞した者をいう。

- (3) 公式の福島県大会等とは、次の大会をいう。

ア. 福島県総合スポーツ大会 イ. 福島県中学校体育大会
ウ. 福島県高等学校体育大会 エ. 全日本選手権大会福島県大会
オ. ア～エと同等の大会

- (4) 福島県を代表して出場した全国大会とは、次の大会をいう。

ア. 国民スポーツ大会 イ. 全日本選手権大会 ウ. 全国高等学校総合体育大会
エ. 全国中学校体育大会 オ. ア～エと同等の大会

- (5) 日本を代表して出場した国際大会とは、公式な大会をいう。

- (6) 石川管内以上の大会において優秀な成績をおさめた者とは、石川管内以上の大会において優勝するなど、活躍が特に顕著な者とする。

4. 特別優秀選手賞

- (1) 全国大会または国際大会において入賞とは、その大会において決定された賞に入賞した者をいう。

5. 優秀指導者賞

- (1) 個人競技 3. (1)～(5)に該当する選手の育成に3年以上にわたり直接貢献し

、1名以上入賞させた実績をもつ者。

(2)団体競技 3.(1)～(5)に該当する選手の育成に3年以上にわたり直接貢献した者。

6. 特別優秀指導者賞

(1)優秀指導者賞に該当する者のうち、功績が特に顕著な者。

7. 受賞の回数制限等については、次のとおりとする。

(1)スポーツ功労賞、優秀指導者賞については、それぞれ1回とする。

(2)優秀選手賞については、重賞を妨げない。

(3)(1)・(2)にかかわらず、異なった受賞であれば重賞を妨げない。

(4)スポーツ精神に反する行為のあった者は除く。

附 則

1. 平成 9年12月15日 制定

2. 平成21年 7月 1日 改正

3. 平成26年 3月 26日 改正

4. 令和 7年 7月 31日 改正